

フランス少年刑事司法法典：二〇一九年九月一日 のオルドナンス第二〇一九-九五〇号（二）

フランス刑事立法研究会（訳）

井上，宜裕
九州大学大学院法学研究院：教授

大貝，葵
金沢大学人間社会研究域法学系：准教授

<https://doi.org/10.15017/4061278>

出版情報：法政研究. 87 (1), pp.37-56, 2020-07-21. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

フランス少年刑事司法法典—二〇一九年
九月一日のオルドナンス第二〇一九—
九五〇号—(二)

フランス刑事立法研究会(訳)

はしがき

少年刑事司法法典

前文

序編・少年刑事司法の一般原則

第1章・少年に適用される刑法の一般原則(第L. 一一—

一条乃至第L. 一一—五条)

第2章・少年に適用される刑事手続の一般原則(第L. 一

二—一条乃至第L. 一二—六条)

第3章・通則(第L. 一三—一条乃至第L. 一三—四条)

第1部・教育的措置及び刑罰

第1編・教育的措置

第1章・通則(第L. 一一—一条乃至第L. 一一—六条)

第2章・司法上の教育的措置(第L. 一二—一条乃至第

L. 一二—五条)

第3章・収容制度(第L. 一二—一条乃至第L. 一二—

七条)

第2編・刑罰

第1章・科される刑罰(第L. 一二—一条乃至第L. 一

二—七条)

第2章・所定の刑罰の内容及び適用態様(第L. 一二—

一条乃至第L. 一二—六条)

第3章・刑罰の宣告(第L. 一二—一条及び第L. 一二—

三—二条)

第4章・拘禁制度(第L. 一二—一条及び第L. 一二—四

—二条)

第2部・関与者の専門化

第1編・検察官

単独章(第L. 二二—一条乃至第L. 二二—三条)

第2編・予審判事

単独章(第L. 二二—一条及び第L. 二二—三条)

第3編・判決裁判所

単独章(第L. 二三—一条乃至第L. 二三—一〇条)

第4編・少年司法保護局

単独章(第L. 二四—一条及び第L. 二四—二条)

第3部…刑事手続の各段階に共通する規定

第1編…援護及び情報提供に関する少年の権利

単独章(第L. 三二一—一条乃至第L. 三二一—五条)

第2編…調査及び一時的な司法上の教育的措置

第1章…通則(第L. 三二一—一条)

第2章…少年の人格に関する調査(第L. 三二一—一条乃至第L. 三二一—〇条)

第3章…一時的な司法上の教育的措置(第L. 三三三—一条乃至第L. 三三三—三条)

第3編…保安処分

第1章…司法統制処分(第L. 三三三—一条乃至第L. 三三三—七条)

第2章…少年のための裁判機関の令状執行(第L. 三三三—一条及び第L. 三三三—二条)

第3章…電子監視付居住指定(第L. 三三三—一条及び第L. 三三三—二条)

第4章…勾留(第L. 三三三—一条乃至第L. 三三三—五条)

(以上本号)

第4部…判決前手続

第1編…被疑少年の尋問

第1章…総則(第L. 四二一—一条)

第2章…任意出頭による尋問(第L. 四二一—一条及び第L. 四二一—二条)

第3章…留置及び警察留置(第L. 四三三—一条乃至第L. 四三三—五条)

第2編…公訴

第1章…総則(第L. 四二一—一条)

第2章…訴追代替手段及び刑事和解(第L. 四二二—一条乃至第L. 四二二—四条)

第3章…公訴提起(第L. 四二三—一条乃至第L. 四二三—三条)

第3編…司法上の調査

第1章…情報提供及び法定代理人の召喚(第L. 四三三—一条乃至第L. 四三三—三条)

第2章…司法上の措置としての教育的調査及び一時的な司法上の教育的措置(第L. 四三三—一条及び第L. 四三三—二条)

第3章…保安処分(第L. 四三三—一条乃至第L. 四三三—八条)

第4章…司法上の調査の終結(第L. 四三四—一条乃至第L. 四三四—一条)

第5章…予審中及び予審後に宣告される命令に対する抗告

（第L、四三五―一条及び第L、四三五―二条）
第5部…判決

第1編…総則

第1章…審理（第L、五二―一条乃至第L、五二―五条

第2章…私訴（第L、五二―一条乃至第L、五二―四條）

第3章…審理の公開（第L、五二―一条乃至第L、五二―四條）

三―四條）

第2編…判決手続

第1章…少年係判事及び少年裁判所の判決（第L、五二―

―一条乃至第L、五二―二七條）

第2章…少年重罪法院の判決（第L、五二―一一条）

第3編…上訴手段

第1章…控訴（第L、五三―一条乃至第L、五三―四條）

第2章…故障申立（第L、五三―一一条）

第6部…教育的措置及び刑罰の適用及び執行

第1編…教育的措置及び刑罰の適用

第1章…教育的措置及び刑罰を適用する裁判機関（第L、

六一―一条乃至第L、六一―一九條）

第2章…刑罰適用の審理（第L、六二―一条乃至第L、

六二―四條）

第3章…留置制度

第2編…刑の修正

単独章…（第L、六二―一条及び第L、六二―二条）

第3編…前科簿及びその他の記録簿

第1章…前科簿（第L、六三―一条乃至第L、六三―

四條）

第2章…性犯罪または暴力犯罪行為者の自動化された全国

データベース（第L、六三―一条乃至第L、六三―四條）

三―四條）

第3章…テロ犯罪行為者の自動化された全国データベース

（第L、六三―一条乃至第L、六三―四條）

第4章…前歴ファイル（第L、六三―四―一一条）

第7部…海外県に関する規定

第1編…グアドループ、仏領ギアナ、マルティニーク、マヨツ

ト、レユニオン、サンバルテルミー、サンマルタン、

サンピエール・ミクロンに関する特別規定

第1章…マヨットに関する特別規定（第L、七二―一一条

乃至第L、七二―三條）

第2章…サンピエール・ミクロンに関する特別規定（第L、

七二―一一条）

第2編…ニューカレドニア、仏領ポリネシア、及び、ウオリ

ス・フツナ島に適用される規定

第1章…ニューカレドニアに適用される規定(第L. 七二

一一条乃至第L. 七二一―五条)

第2章…仏領ポリネシアに適用される規定(第L. 七二二

一一条乃至第L. 七二一―三条)

第3章…ウォリス・フツナ島に適用される規定(第L. 七

二三一一条及び第L. 七二三―三条)

第2部…関与者の専門化

第1編…検察官

単独章

第L. 二一一―一条

第L. 二一一二条に反し、緊急または障害のある場合、特別に指名される検察官は、権限の範囲で、彼らが職務を行っている組織のすべての検察官により代替せられる。

第L. 二一一―二条

①管轄内に少年裁判所をもつ司法裁判所付の共和国検事は、刑事訴訟法六二八―一条、第七〇四条乃至第七〇五―一条、第七〇六―二条、第七〇六―一七条、第七〇六―七二―一条及び第七〇六―一六八条を除き、

少年により行われた犯罪の訴追のための管轄権限を有する。

②但し、第一項に規定される共和国検事に即時に緊急活動に関する意見を示し、直ちに手続を放棄するという条件において、刑事訴訟法典第四三条の適用の下、管轄権を有する共和国検事は、調査及び訴追のための緊急活動を行うことができる。

③少年が一人または複数の成人とともに訴追された場合、刑事訴訟法典第四三条の適用の下、管轄権限を有する共和国検事は、前項の規定に従い、予審の開始を含め調査及び訴追のための緊急活動を行う。当該共和国検事が刑事訴訟法典第三九三条乃至第三九七―一条に規定される手続に従いまたは直接召喚の方法によつて成人を訴追する場合、当該共和国検事は、少年に関する特別な書類を作成し、少年裁判所の所在する裁判所付の共和国検事に当該書類を送付する。

第L. 二一一―三条

法律により訴追が行政機関に留保されている刑法犯の場合、共和国検事は、当事者である行政機関の事前の告訴に基づき、少年に対する訴追を行う唯一の資格を有する。

第2編…予審判事

単独章

第L. 二二一—一条

第L. 二二一—二条第二項及び第三項の適用の下、刑事訴訟法典第四三条に従い管轄権を有する共和国検事が、少年裁判所のない司法裁判所において予審を開始する場合、予審判事は予審に関するあらゆる緊急の活動を行うことができるが、当該判事は、予審を開始された少年に対しても成人に対しても、少年裁判所のある司法裁判所の予審判事のために直ちに管轄権を放棄することが条件となる。

第L. 二二一—二条

司法上の予審が、少年の居住地を管轄する裁判所とは異なる司法裁判所において開始される場合、予審判事は、同様に、共和国検事の意見を聴取した後、少年の居住地を管轄する少年裁判所付の予審判事のために、管轄権を放棄しうる。

第L. 二二一—三条

裁判所組織法典第L. 三二一—六条に記載される、少年保護を委託される控訴院裁判官は、少年が関与する事件に

関する予審部の構成員として籍を置く。

第3編…判決裁判所

単独章

第L. 二三一—一条

刑事訴訟法典第六二八—一条、第七〇六—一七条、第七〇六—二七条、第七〇六—七二—一条及び第七〇六—一六八条の規定を除き、少年のための判決裁判所の管轄は以下の通りである。

一 少年の居住地、または、少年の親もしくは法定代理人の居住地、

二 少年が一時的または終局的に収容されている場所、

三 犯罪地、

四 少年が発見された場所。

第L. 二三一—二条

少年係判事は、以下の事物管轄を有する。

一 少年により行われた第五級違警罪及び軽罪、

二 第一号に規定される犯罪と結合している、少年により行われた第一級乃至第四級違警罪。

資料
第L. 二三一一三条

少年裁判所は、以下の事物管轄を有する。

一 一三歳以上の少年により行われた第五級違警罪及び軽罪、

二 一六歳未満の少年により行われた重罪、

三 第一号及び第二号に規定される犯罪と結合している、少年により行われる第一級乃至第四級違警罪。

第L. 二三一一四条

①少年裁判所が開廷される場合、少年裁判所は、裁判長である少年係判事、及び、裁判所組織法典第L. 二二五一一四条の規定に従い選出される二人の陪席から構成される。

②但し、手続の期間及び重要性がそれを必要とする場合、少年裁判所は、二人の陪席判事に、一人または複数の補充陪席を加えることができる。補充陪席は、審判に立ち会う。補充陪席は、少年裁判所裁判長が認める陪席の障害の場合にのみ、評議に参加する。

第L. 二三一一五条

少年裁判所の審理の回数及び日、並びに、これらの審理の予測的構成は、刑事訴訟法典第三九九条の規定に従い決定される。

第L. 二三一一六条

裁判所組織法典第L. 三二二一六条に規定される控訴院少年特別部は、以下に対して形成される控訴を管轄する。

一 少年係判事及び少年裁判所の決定、

二 少年に対し下された違警罪裁判所の判決。

第L. 二三一一七条

本法典規定の留保の下、重罪法院に関する刑事訴訟法典の諸規定は、少年重罪法院に適用される。

第L. 二三一一八条

①少年重罪法院は、重罪法院の所在地において、重罪法院の開廷期中に開廷される。

②開廷期の全ての重罪被告人が少年重罪法院に移送される場合、刑事訴訟法典第二八八条乃至第二九二条の規定に従い、当該裁判所によって手続が追行される。

③前項の場合を除き、少年重罪法院の陪審は、重罪法院により決定されているリストに基づき定められる陪審員により形成される。

④前項の規定を除き、少年重罪法院院長及び少年重罪法院は、刑事訴訟法典の諸規定により重罪法院院長及び法院に割り当てられる権限をそれぞれ行使する。

⑤検察の職務は、少年の事件について特別に任を負う検事長または検察官により遂行される。

第L. 二二二—一九条

①少年重罪法院は、一六歳以上の少年により行われた重罪につき管轄権を有する。

②少年重罪法院は、同様に、一六歳以上の少年により行われた重罪と、以下の犯罪が結合するか、または、不可分な一体性を形成する場合にも管轄権を有する。

一 少年が一六歳の年齢に到達する前に本人により行われた重罪及び軽罪、

二 成人してから本人により行われた重罪及び軽罪、

三 成人の共同正犯者または共犯者により行われた重罪及び軽罪。

第L. 二二二—一〇条

少年重罪法院の二名の陪席は、不可能な場合を除き、控訴院管轄に属する少年係判事の中から選任される。

第4編…少年司法保護局

単独章

第L. 二四一—一条

①本法典の適用において言い渡された決定の実施は、別途規定される場合を除き、少年司法保護局の機関及び施設に委託される。

②少年司法保護局の機関及び施設の職員、並びに、認可された民間の職員は、本法典により規定される職務の遂行にあたり、守秘義務を負う。

第L. 二四一—二条

①同一の少年に関する複数の措置を本法典の資格において同時にまたは順次的に付託される少年司法保護局の機関及び施設の職員、並びに、認可された民間の職員は、相互に、当該少年に関するあらゆる情報を交換することができるが、それは、当該情報が、少年のケア、司法上の監督、または、少年の経歴の継続性に対し厳

格な必要性が認められるという条件の下においてである。これらの職員は、同じく、同様の条件の下、同一の少年に関し、児童保護の名目で介入する機関と情報を交換することができる。

②これらの職員は同様に、少年が委託されているまたは少年の就学に関与するあらゆる人に、少年または少年が接触する人の安全を確保するためにその知悉が必要不可欠となる要素につき通知することができる。

第3部…刑事手続の各段階に共通する規定

第1編…援護及び情報提供に関する少年の権利

単独章

第L.三一一—一条

①法定代理人は、検察官により、または、事案に応じて、予審裁判所もしくは判決裁判所により、少年に対してとられた決定を通知される。

②当該通知は、別途規定される場合を除き、あらゆる方法により実現される。

③少年はその法定代理人により次の段階において援助される権利を有する。

一 手続の段階での各審問、

二 聴聞または尋問を行う官憲が、援助されることが少年の優越的利益となり、かつ、法定代理人の存在が、

手続の妨害を惹起しないと評価する場合、聴聞または尋問。調査中、少年の聴聞または尋問が、法定代理人なしに開始できるのは、これらの者へ通知されたときから数えて二時間を経過した後である。

④少年の法定代理人は、少年のための裁判機関のあらゆる審問、並びに、必要に応じて、聴聞及び尋問に召喚される。

⑤法定代理人への通知またはこれらの者による少年の援助が不可能であるかまたは望ましくない場合、本法典により規定される場合及び方法に従い、前四項に規定される通知は適切な成人へ伝達され、少年は当該成人により援助される。

第L.三一一—二条

①以下の場合、少年が享受する権利の通知が親権保持者に交付されず、かつ、少年は親権保持者により援助されない。これらのことが、

一 少年の優越的利益に反する場合、

二 適切な努力が払われた後、いかなる親権保持者とも

連絡が取れず、または、彼らの身元が不明であるが故に、不可能な場合、

三 客観的及び事実的要素に基づき、刑事手続きを顕著な態様で危険にさらしうる場合。

②前項の対象となる場合、少年は、これらの通知を受領し、手続の間、少年を援助するために、権限のある官憲によつて承認されるべき適当な成人を指名することができる。少年が成人を誰も指名しない場合、または、指名された成人が権限のある官憲には承認しかねる場合、共和国検事、少年係判事または予審判事は、少年の優越的利益を考慮し、これらの情報を受領しかつ少年を援助するために別の者を指名する。

③この者は、同様に、少年の保護に関する権限者または権限を有する機関の代表者であることも可能であり、特に、刑事訴訟法典第七〇七―七五一条の適用に基づき作成されるリストに従い記載される専用の代表者でも可能である。

第L. 三一一―三条

①適当な成人は、以下の役割を有する。
一 少年に対して言渡される諸措置及び少年に通知され

る諸権利に関する情報を受領すること、

二 審問、並びに、必要に応じて、当該活動を行う官憲が、援助されることが少年の優越的利益となり、かつ、これらの者の存在が手続を妨害しないであろうと評価する場合の聴聞または尋問に際しての援助。調査の間、少年の聴聞または尋問が、それらの者なしに開始できるのは、これらの者へ通知されたときから数えて二時間を経過した後である。

②指名された成人は、留置されている少年の医学診断を要請することができる。当該成人が、留置開始段階に確保されえなかつた場合には、少年の医学診断は義務的となる。

第L. 三一一―四条

第L. 三一一―二条の対象となる条件がもはや満たされない場合、手続の継続のために、情報は親権保持者に付与され、かつ、親権保持者が少年を援助する。

第L. 三一一―五条

①被訴追少年の法定代理人が裁判官または少年のための裁判機関の面前への召喚に従わない場合、当該裁判官

または当該裁判所は、尋問のために、職権によりまたは検察官の請求に基づき、警察力を用いて、法定代理人を自らの面前に即時に引致する旨命じることができ

で、また、少年に適用可能な保安上の諸措置とともに併課される。

②すでに言い渡されている教育的調査に関する司法上の措置及び一時的な司法上の教育的措置は、少年に対して保安上の措置が言い渡される場合にも継続される。

② いずれの場合も、出頭しない法定代理人は、検察官の請求に基づき、事件を付託された裁判官または裁判所により、総額三七五〇ユーロを超えない罰金、または、親権者責任研修を命じられる。

第2章…少年の人格に関する調査
第1節…少年の人格及び状況に関する調査

③ 当該罰金は、その後法定代理人が召喚に応じた場合に、罰金を言い渡した裁判官または裁判所により撤回されうる。

重罪、軽罪、または、第五級違警罪で有罪であると宣告された少年に対し、教育的措置または刑罰の言渡しを行う

④ 第一項の適用に基づき有罪を宣告された者は、その通知から教えて一〇日以内に、それを言い渡した裁判所の管轄地にある、単独判事が裁定を下す軽罪裁判所に、当該決定の不服を申し立てることができる。

あらゆる決定に先立ち、少年の人格、少年の社会的及び家族上の状況に関する十分な知識を獲得し、対象となる決定の一貫性を保証するために調査が実施される。

第2編…調査及び一時的な司法上の教育的措置

第1章…通則

第L. 三二二—一条

① 本編に規定される教育的調査に関する司法上の措置及び一時的な司法上の教育的措置は、これらの措置の間

刑事訴訟法典により規定される鑑定及びその他の調査措置に加え、少年の人格及び状況に関する諸要素を収集することを目的として、以下の措置が命じられる。

一 社会—教育上の情報収集、

二 教育的調査に関する司法上の教育的措置。

第L. 三二二—二条

第L. 三二二—三三三條

① 社会教育上の情報収集は、少年の人格及び状況に関する諸要素の総合的評価となる。当該収集は、少年の状況に関し有益なあらゆる情報を含む報告書、並びに、教育的提案または少年の社会復帰を促進するに適した措置の提案の資料となる。

② 当該収集は、共和国検事、予審判事、及び、専門化された判決裁判所により命じられうる。

第L. 三二二—三四四條

① 共和国検事が、少年係判事、予審判事、または、少年裁判所に事件を付託する場合、社会教育上の情報収集を共和国検事が命じる。

② 社会教育上の情報収集は、手続に加えられる。

第L. 三二二—三五五條

予審を開始されもしくは判決裁判所へ召喚された少年が勾留に付されるため、または、勾留延長のためのあらゆる請求もしくは決定の前に、社会教育上の情報収集が義務的となる。

第L. 三二二—三六六條

当事者が訴追当日に成人となっていた場合であっても、二一歳を超えていなかった場合には、第L. 三二二—三四四及び第L. 三二二—三五五條の規定が適用される。

第L. 三二二—三七七條

① 調査に関する司法上の教育的措置は、必要に応じて医学的側面に対するものも含めた、少年の人格及び状況の詳細かつ学際的评价からなる。

② 当該措置は、少年係判事、予審判事、及び、少年のための判決裁判所により、刑事手続のあらゆる段階において命じられうる。

③ 当該措置は、少年司法保護局の部局及び機関、または、認可された民間部門により実施されうる。

④ 当該収集は、少年の状況に関する有益なあらゆる情報、並びに、教育的提案または少年の社会復帰を促進するに適した措置の提案を含む報告書の資料となる。

第2節…人格に関する単独書類

第L. 三二二—三八八條

① 人格に関する単独書類は、刑事訴追に際して、少年を

通常よく知る少年係判事により、少年が、保安上の措置、教育的措置、または、社会教育上の情報収集とは異なる調査措置の対象となる場合に作成される。

- ②当該書類は同様に、少年係判事は、少年のための判決裁判所により言い渡される刑罰または教育的措置の適用を付託される場合に、少年係判事により閲覧される。
- ③少年に関する手続を付託された予審判事は、人格に関する単独書類に添付されるべき書類を少年係判事に送付する。

④当該書類は、少年のための裁判機関でなされる刑事手続においてのみ利用される。

⑤人格に関する単独書類が少年の成人後に保管されるための条件は、コンセイユ・デ・タのデクレにより規定される。

第L. 三二一九条

少年係判事は、人格に関する単独書類に次のものを添付する。

- 一 異なる裁判所の管轄におけるものを含め、少年が対象となるまたは対象となった刑事手続で収集された少年の人格に関する書類の複写、

二 必要に応じて、少年が対象となるまたは対象となった教育的援助手続から明らかとなる少年の人格並びに少年の社会及び家庭上の環境に関する有益な書類の複写。

第L. 三二二一〇条

①当該少年の手続及び状況につき裁判権を有する司法官及び裁判所に加え、次の者は、人格に関する単独書類にアクセスする。

- 一 少年の弁護士及び法定代理人、
- 二 私訴原告人の弁護士、但し、少年が対象となった教育的援助手続に際して収集された情報については、少年係判事がその交付が少年の利益に反すると評価する場合には、伝達を拒否することができる。
- 三 弁護士による援助を受けていない場合、教育的措置及び刑罰の適用に関し判断する少年のための裁判所の審理日に成人となっている少年、
- 四 少年司法保護局の機関及び施設の職員、
- 五 少年係判事の許可の下、鑑定人として任命される心理学者または精神医学者、並びに、少年に関する司法的措置を付託された認可を受けた民間部門の機関もし

くは施設の職員。

② 弁護人に限り、書類の全部または一部の複写が配布される。弁護人は、そのように入手した複写物、または、これ等の書類の複製を自らの依頼人に交付することはできない。

③ 人格に関する単独書類に含まれる情報は、秘匿される。手続の当事者が、人格に関する単独書類に含まれる情報を第三者に漏洩する行為は、三七五〇ユーロの罰金に処せられる。

第3章…一時的な司法上の教育的措置

第L. 三二三—一条

① 第L. 一一二—一条乃至第L. 一一二—五条に規定される司法上の教育的措置は、制裁の言渡しに先だつ手続のあらゆる段階において一時的に言い渡すことができる。

② この際、当該措置は、第L. 一一二—二条第一号乃至第七号に規定されるモジュール及び禁止のみからなり、これ等モジュール及び禁止は択一的または重疊的に言渡すことが可能である。

③ 当該措置の枠組において、少年に対し児童社会扶助機

関への委託が命じられる。

第L. 三二三—二条

① 一時的な司法上の教育的措置の方法及び内容は、弁護人及び法定代理人の出席する少年の審理の後に言い渡される。

② 少年または記載された直近の住所に対して正式に召喚された法定代理人が出廷しない場合、それにもかかわらず、一時的な司法上の教育的措置の方法または内容は、命じられまたは修正される。

③ 一時的な司法上の教育的措置及び一時的措置としてのモジュールの措置を命じる決定は、仮執行されるとともに、上訴の余地を有する。

④ 常に、一時的な司法上の教育的措置の方法または内容は修正されるのであり、判事は、その解除を命じることができる。

第L. 三二三—三条

一時的な司法上の教育的措置は、当該措置を言い渡される日に、当事者が成人であったとしても、言渡される。但し、当該措置の執行を二二歳を超えて続けることはでき

第3編…保安処分

第1章…司法統制処分

第L. 三三一—一条

①一三歳以上の少年は、本章の諸規定を留保しつつ、刑事訴訟法典によって定められる条件において、理由を付した命令によって、司法統制処分に付されうる。

②一六歳以上の少年は、重罪刑が科される場合、司法統制処分に付されうる。一六歳以上の少年は、軽罪に關して、以下の一つに該当する場合にのみ、司法統制処分に付されうる。

一 科される拘禁刑が七年以上の場合、

二 科される拘禁刑が五年以上で、かつ、当該少年が既に、過去一年間で報告がなされた、教育的措置、司法上の教育的調査措置、保安処分、有責性の宣告または他の手続の枠内で宣告された刑罰の対象となっていた場合、

三 科される拘禁刑が故意の暴行、性的侵害の軽罪または暴行の加重事情を伴う軽罪につき五年以上の場合。

③一六歳以上の少年は、重罪刑、または、軽罪に關して、刑事訴訟法典第一三八条第一項の諸規定に従つて拘禁刑が科される場合、司法統制処分に付されうる。

第L. 三三一—二条

①司法統制処分は、少年係判事、少年裁判所、予審判事または自由と拘禁判事の決定に従い、以下の義務に服することを少年に強制する。

一 少年係判事、少年裁判所によってまたは自由と拘禁判事によって特定された地理的制限を超えないこと、
二 少年係判事、少年裁判所、予審判事または自由と拘禁判事によって指定された住所または居所をこの司法官によって定められた条件及び理由によらず不在にすること、
三 一定の場所に赴かないこと、または、少年係判事、少年裁判所、予審判事によつてもしくは自由と拘禁判事によつて特定された場所にしか行かないこと、

四 少年係判事、少年裁判所、予審判事または自由と拘禁判事によつて特定された場所において、公道上のデモに参加しないこと、
五 少年係判事または予審判事に対して特定された制限

を超える全ての移動を通知すること、

六 少年係判事、少年裁判所、予審判事、自由と拘禁判事によつて指定された機関、認可を受けた団体、または官憲に定期的に出頭すること、なお、これらの機関、団体または官憲は、少年に対して非難が向けられている行為に関し、最も厳格な守秘義務を負う、

七 あらゆる身分を証明する書面、とりわけ、パスポートを身分証明に相当する預かり証と引き換えに書記課、警察または憲兵に提出すること、

八 酒気探知機によるインターロック装置が当初から据え付けられておらず、また、後に指定専門家によつても配備されていない、全ての車両または特定の車両の運転をしないこと、及び、必要な場合、預かり証と引き換えに運転免許証を書記課に提出すること、

九 少年係判事、少年裁判所、予審判事または自由と拘禁判事によつて特に指定された者と面会または会談しないこと、及び、いかなる態様であれ、これらの者と交際しないこと。指定された者が被害者または私訴原告人である場合、判事は、刑事訴訟法典第一三八―一条の諸規定に従い、これを行う。

一〇 特に解毒のために、場合によつては入院制度の下

で、検査、治療またはケアの措置に服すること。司法

統制処分に付す旨の命令の複写は、少年係判事、少年裁判所または予審判事によつて、当該少年を監護しなければならぬ医師または心理カウンセラーに送付される。調査、予審、教育的観察の間に実施された鑑定の報告書は、医師または心理カウンセラーに、彼らの請求により、または、少年係判事または予審判事の主導により、送付される。少年係判事または予審判事は、同様に、医師または心理カウンセラーに、一件書類に含まれるあらゆる有益な書面を送付することができる。

一一 新たな犯罪の実行が疑われる場合、少年との日常的な接触を含む活動を実施しないこと、

一二 武器を所持または携帯しないこと、及び、必要な場合、預かり証と引き換えに、対象者が所持者である武器を書記課に提出すること、

一三 配偶者、自己の子どもまたは配偶者の子どもに対してなされた犯罪の場合、夫婦の住所または居所外に居住すること、及び、必要な場合、この住所もしくは居所またはその付近に出没しないこと、並びに、必要な場合、保健的、社会的または心理学的ケアの対象となること、本項の諸規定は、同様に、犯罪が被害者の

元配偶者によってなされた場合で、当該住所が被害者の住所である場合にも適用される。本項の適用のため、少年係判事、少年裁判所または予審判事は、行為主体を夫婦の住居の外に居住させることの是非について、可及的速やかにかつあらゆる手段を用いて、被害者の意見を聴取しまたは聴取させる。特段の事情がある場合を除き、この措置は、繰り返されうる暴力行為が問題となっており、かつ、被害者がこの措置を要求する場合に行われる。

一四 対象者の再社会化及び市民としての価値の獲得を可能にするためになされる、保健的、社会的、教育的または心理学的ケアの条件を遵守すること、このケアは、必要な場合、対象者が居住する必要がある、適応した受け入れ施設内部で行われうる。

②この決定は、同様に、とりわけ、少年に対して、成人まで、第1. 一一二―一四条で定められる教育的収容の条件、または、閉鎖型教育センターへの収容条件の遵守を命じうる。収容措置は、六ヶ月間しか命じられえず、理由を付した命令によって一回のみ、最長六ヶ月間更新されうる。

③少年による自己に課された義務に対する違反は、直ち

に、当該措置の実施の任を負う機関によって委任司法官に通報される。

第1. 三三一―三条

①少年係判事、少年裁判所、予審判事または自由と拘禁判事は、少年に対して、少年の弁護士及びその法定代理人、または、正式に召喚された法定代理人の面前で、少年に課される義務を口頭で通告し、これらの義務に違反した場合、少年が勾留に付されうる旨通知する。この手続に関する特記事項は、司法官及び少年によって署名された調書、または、必要な場合、公判記録に記載される。

②司法統制処分に付す旨の決定が釈放を伴う場合、少年の弁護士は、あらゆる手段によってかつ直ちに召喚される。報告書の複写は、判事によって、共和国検事に送付される。

第1. 三三一―四条

①軽罪に関して、一六歳未満の少年が司法統制処分に付されるには、検察官が当該処分の請求を行う対審を経なければならず、そこでは、裁判官は、少年の意見、

及び、少年の弁護人の意見を聴取する。判事は、法定代理人及び少年を観護する機関の意見を聴取することができる。

②第L. 三三二―三三三の諸規定に反して、判事は、少年に対して、少年の弁護人及びその法定代理人、または、正式に召喚された法定代理人の面前で、少年に課される義務を口頭で通告し、以下の事項を通知する。

一 第L. 三三二―三三三第一号乃至第一四号に列挙される義務、または、教育的收容の条件の遵守義務に違反した場合、司法統制処分が閉鎖型教育センターへの收容のために修正されうること、

二 閉鎖型教育センターへの收容に従う義務に違反した場合、当該少年が第L. 三三四―三三六の諸規定に従って勾留に付されうること。

③これらの手続に関する特記事項は、司法官及び少年によつて署名された調書に記載される。

第L. 三三二―三五条

少年係判事または予審判事は、職権により、少年、少年の法定代理人または少年を観護する者の請求、または、共和国検事の請求により、司法統制処分の修正または解除を

命じることができる。

第L. 三三二―三三六条

性犯罪に関する情報共有に係る刑事訴訟法典第一三八―二二条の諸規定は、予審判事、自由と拘禁判事、少年係判事または少年裁判所によつて少年に命じられる司法統制処分に適用される。

第L. 三三二―三七条

①少年は、第L. 三三二―三三三第一号、第二号、第三号、第八号、第九号、第一二号及び第一三号によつて課される義務、または、同条によつて定められる閉鎖型教育センターへの收容に従う義務に違反したと疑うに足る相当な一つまたは複数の理由が存する場合、刑事訴訟法典第一四一―一四九条に定められる条件において、留置されうる。

②留置された少年は、第L. 三三二―三三三一条に定められる権利の恩恵を受ける。

第2章…少年のための裁判機関の令状執行

第L. 三三三―三三九条

- ① 刑事訴訟法典第一三二―一条の適用により、召喚状、勾引状もしくは逮捕状の枠内で、少年が留置される場合、または、同法典第六九五―二六条以下の適用により、欧州逮捕状の執行で少年が逮捕される場合、司法警察官は、この留置の開始時から、少年の法定代理人、少年が委託される者もしくは機関、または、本法典において定められる場合に適切な他の成人にその旨通知しなければならない。
- ② 弁護士による援助、健康診断、審理の録音・録画に関する本法典第L. 四一三―一条乃至第L. 四一三―一五条の諸規定は、適用される。

第L. 三三二―二条

- ① 刑事訴訟法典第六九五―三〇条の適用による欧州逮捕状の執行に関して予審部で行われる審理は、公開されない。
- ② この審理の際、少年は、弁護人の援助を受ける。少年または親権保持者による弁護人の選任がない場合、少年係判事または少年裁判所は、弁護士会会長に職権氏名弁護士を指名させる。

第3章・電子監視付居住指定

第L. 三三三―一条

- ① 一六歳以上の少年は、科される刑罰が三年以上の拘禁刑である場合、刑事訴訟法典第一三七条及び第一四二―五条乃至第一四二―一三条で定められる条件においてかつその態様に従い、少年係判事、少年裁判所、予審判事または自由と拘禁判事によって、電子監視付きで居住場所が指定されうる。これらの裁判機関は、少年司法保護局の意見を聴取した後、対象者が決定時に成人の場合は社会復帰・保護観察官の意見を聴取した後、裁定を下す。
- ② 当該少年には、さらに、第L. 三三二―二条第一号乃至第一四号に定められる義務が課されうる。
- ③ 移動型電子監視に関する諸規定は、適用されない。

第L. 三三三―二条

- 電子監視付居住指定が少年の法定代理人の住居の場合、法定代理人の書面による同意が、判事または裁判機関によってあらかじめ取得されなければならない。

第4章…勾留

第L. 三三四—一条

一三歳未満の少年は、勾留に付されえない。

第L. 三三四—二条

少年の勾留が、本章によって定められる場合及び条件において、少年係判事、少年裁判所または自由と拘禁判事によって命じられまたは延長されるのは、この措置が不可欠で、かつ、手続から明らかになった精確かつ詳細なデータ及びあらかじめ収集された人格に関するデータに照らし、この措置が刑事訴訟法典第一四四条に挙げられる目的の一つを達成する唯一の手段を構成し、これらの目的が司法統制処分または電子監視付居住指定では達成されえない場合のみである。

第L. 三三四—三条

①少年が勾留に付される場合、少年係判事、少年裁判所または自由と拘禁判事は、一時的な司法上の教育的措置を宣告しうる。

②勾留の対象となった少年が手続の間に釈放される場合、当該少年は、その釈放のため、一時的な司法上の

教育的措置の対象となる。

第L. 三三四—四条

一六歳未満の少年に勾留が命じられうるのは、以下の一つに該当する場合のみである。

- 一 少年に重罪刑が科される場合、
- 二 少年に軽罪刑が科される場合で、司法統制処分の枠内で宣告された閉鎖型教育センターへの収容条件を遵守する義務に少年が故意に違反した場合。勾留が命じられうるのは、この義務に対する反復的もしくは特に重大な違反の場合、または、この違反が司法統制処分の他の義務に対する違反を伴う場合で、かつ、これらの義務の警告または加重では、刑事訴訟法典第一四四条に定められる目的を達成するのに十分たりえない場合のみである。

第L. 三三四—五条

- 一六歳以上の少年に勾留が命じられうるのは、以下の一つに該当する場合のみである。
- 一 少年に重罪刑が科される場合、
 - 二 少年に三年以上の拘禁刑が科される場合、

三 少年が司法統制処分または電子監視付居住指定の義務に故意に違反した場合。勾留が命じられるのは、司法統制処分または電子監視付居住指定の義務に対する反復的もしくは特に重大な違反の場合で、かつ、これらの義務の警告または加重では、刑事訴訟法典第一四四条に定められる目的を達成するのに十分たりえない場合のみである。

(井上宜裕)

(未完)

【付記】本資料は、二〇一九年度末延財団研究会助成による成果の一部である。